

第 10 回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和 6 年 11 月 21 日

午後 2 時 00 分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和 6 年 11 月 21 日（木） 午後 2 時 00 分～午後 2 時 58 分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員（16 人） 会長：16 番 興野 礼子 職務代理者：8 番 黒須 明 委員：1 番 大窪 克美、3 番 中村 東、4 番 堀江 恒夫、5 番 川上 恵、6 番 小口 久男、7 番 荒井 喜代子、9 番 奥畑 智子、10 番 小池 進、11 番 檜山 徳夫、12 番 田澤 稔、13 番 滝 薫、14 番 大森 浩之、15 番 石川 翔平、17 番 橋本 幸雄 4. 欠席委員（2 人） 18 番 大野 悟、19 番 大野 覚文 5. 出席推進委員（3 人） 8 番 伊藤 榮三、14 番 寺島 京子、19 番 山本 幸一 6. 議事日程 日程第 1 議事録署名人の指名について 日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 日程第 4 議案第 3 号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第 5 議案第 4 号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 日程第 6 議案第 5 号 那須烏山市農用地利用集積計画（第 276 号）の承認について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 森林 浩之、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美	
事務局長（森林）	ただいまから令和 6 年第 10 回総会を開会いたします。初めに、興野 礼子 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長（興野）	< 開会前のあいさつ >
事務局長（森林）	本日は、18 番 大野 悟 委員、19 番 大野 覚文 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、18 名中 16 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会議事規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、興野会長をお願いいたします。
会長（興野）	直ちに会議を開きます。（ 午後 2 時 00 分 ） 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長（森林）	< 議事日程の朗読 >

議長	経過報告をお願いします。
事務局長（森林）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第 1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は 13 番 滝 薫 委員、14 番 大森 浩之 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と、大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第 2 議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第 1 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番、19 番 大野 覚文 委員は欠席のため事務局から報告。整理番号 2 番、7 番 荒井 喜代子 委員。
事務局（大橋）	11 月 18 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 1 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、小作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、デントコーン、牧草。農業従事年数及び農業形態、約 13 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター 4 台、ダンプ 3 台、ロールバレー 2 台、コーンハーベスター 1 台。取得地への通作距離、約 0.7 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田 145 a、畑 176 a、計 321 a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
7 番 荒井 喜代子 委員	11 月 17 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 2 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、

(7 番 荒井 喜代子 委員)	受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻。農業従事年数及び農業形態、約 54 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台。取得地への通作距離、約 8.5 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田 1,116 a、畑 8 a、計 1,124 a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	推進委員の方で、ご意見等ありますか。
8 番 伊藤 榮三 推進委員	受人は専業農家で、申請地は 10 代の頃から●●●さんが作付けされていたということですので、問題ないと思われます。
19 番 山本 幸一 推進委員	特に問題ありません。
	< 他に意見なし >
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 2 議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第 3 議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第 2 号 議案書の朗読 >

議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番から 3 番、5 番 川上 恵 委員。整理番号 4・5 番、10 番 小池 進 委員。整理番号 6・7 番、1 番 大窪 克美 委員。
5 番 川上 恵 委員	11 月 19 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 1 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 3 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで畑、西が宅地、南が道を挟んで宅地、北が道を挟んで宅地・雑種地。同意書、あり。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、1,250 m²、うちフェンス内約 922 m²。転用面積、1,250 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。14 年で黒字見込む。売電単価、税抜 11.0 円。フェンス内面積が 1,000 m²未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非 FIT 事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル 162 枚、寸法 2,278 mm×1,134 mm。パワーコンディショナー 9 基。発電出力 49.5kW、最大出力 96.39kW、年間発電量約 10 万 kWh。周囲にフェンス設置。入口、東側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和 6 年 10 月 25 日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 11 月 19 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 2 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 3 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が田、西が畑・道を挟んで畑、南が道を挟んで田、北が道を挟んで宅地・雑種地。同意書、なし。隣接土地所有者に事業説明済であり特に意見なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、704 m²、うちフェンス内約 604 m²。転用面積、704 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。14 年で黒字見込む。売電単価、税抜 11.0 円。フェンス内面積が 1,000 m²未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非 FIT 事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル 136 枚、寸法 2,278 mm×1,134 mm。パワーコンディショナー 9 基。発電出力 49.5kW、最大出力 80.92kW、年間発電量約 8 万 4 千 kWh。周囲にフェンス設置。入口、西側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸

(5 番 川上 恵 委員)	透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和 6 年 10 月 25 日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。申請地西・南側の無地番地は市所有の公衆用道路と確認済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 11 月 19 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 3 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで田・宅地、西が鉄道用地、南が道を挟んで畑・宅地、北が雑種地。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において FIT 制度を用いない環境事業である、電力会社の送電線網を利用した節電を目的とする太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、1,178 m²、うちフェンス内約 890.41 m²。転用面積、1,178 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。17 年で黒字見込む。売電単価、税抜 9.0 円。フェンス内面積が 1,000 m²未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非 FIT 事業。売電先は●●●株式会社。構造等、パネル 176 枚、寸法 2,465 mm×1,134 mm。パワーコンディショナー 10 基。発電出力 49.5kW、最大出力 111.76kW、年間発電量約 10 万 9 千 kWh。周囲にフェンス設置。入口、東側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 6 年 12 月 15 日から令和 7 年 3 月 30 日まで。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和 6 年 7 月 9 日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
10 番 小池 進 委員	11 月 19 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 4 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が用悪水路・道を挟んで田、西が田、南が用悪水路を挟んで宅地・雑種地、北が用悪水路・道を挟んで宅地・雑種地。同意書、なし。隣接土地所有者に事業説明済であり特に意見なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、1,220 m²、うちフェンス内約 870 m²。転用面積、1,220 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。

(10 番 小池 進 委員)	13 年で黒字見込む。売電単価、税抜 11.0 円。フェンス内面積が 1,000 m²未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非 FIT 事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル 164 枚、寸法 2,278 mm×1,134 mm。パワーコンディショナー 9 基。発電出力 49.5kW、最大出力 97.58kW、年間発電量約 10 万 5 千 kWh。周囲にフェンス設置。入口、北側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和 6 年 9 月 30 日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。申請地北側の用悪水路の通行については●●●土地改良区の承諾済。既に施工済の残土搬入について始末書あり。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 11 月 19 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 5 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、●●●株式会社 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 1 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで畑、西が道を挟んで宅地、南が道を挟んで雑種地・山林、北が宅地・雑種地。権利の移転、設定、賃借権の設定 30 年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店があり、●●●地内に●●●工場、●●●地内に●●●リサイクルセンターを有し、中古パソコンのリユース・リサイクルや自社製パソコンの製造販売等を行っている。●●●工場だけでは手狭になってきたところ、旧株式会社●●●の工場跡地を取得できることになり、非農地で約 80 台分の駐車場用地が確保できる見込みであるが、あと 60 台分程度の駐車場が必要であり、当該工場付近に駐車場増設の計画をしたところ、申請地以外に適当な土地がないため、第 1 種農地である申請地を転用したく、申請に至った。転用面積、1,923 m²。転用目的、駐車場、普通車 60 台分。碎石を敷き、ネットフェンス設置。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、許可日から令和 7 年 3 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。第 1 種農地であるが、不許可の例外である農地法施行令第 11 条第 1 項第 2 号ニ「申請に係る農地をこれらに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもの」に該当し、面積要件「事業に供すべき面積のうち三分の一未満」を満たすと考えられる。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
1 番 大窪 克美 委員	11 月 19 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 6 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。渡人は受人で

(1 番 大窪 克美 委員)	ある法人の代表者。転用事業者、社会福祉法人●●● 理事長 ●●●氏。農地区分、第 1 種農地。(申請地位置を説明。) 周囲の状況、東が田、西が田、南が田、北が宅地。同意書、あり。権利の移転、設定、寄附による所有権移転。転用計画、転用事業者は、市内●●●地内に主たる事務所である「特別養護老人ホーム ●●●」を有し、申請地北側に隣接する土地では「特別養護老人ホーム ●●●」を運営しているが、●●●において既存の駐車場だけでは手狭になってきたため、当該施設付近に駐車場の増設を計画したところ、申請地以外に適当な土地がないため、当該施設の理事長が所有する第 1 種農地を転用したく、申請に至った。転用面積、369 m²。転用目的、駐車場、普通車 7 台分。碎石を敷き、ネットフェンス設置。管理計画、転用事業者が維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 6 年 12 月 30 日から令和 7 年 2 月 28 日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。第 1 種農地であるが、不許可の例外である農地法施行令第 11 条第 1 項第 2 号ニ「申請に係る農地をこれらに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもの」に該当し、面積要件「事業に供すべき面積のうち三分の一未満」を満たすと考えられる。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 11 月 19 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 7 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、●●●株式会社 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。) 周囲の状況、東が畑、西が道を挟んで畑、南が道を挟んで畑、北が宅地。同意書、なし。権利の移転、設定、賃借権の設定、一時転用、許可日から令和 7 年 6 月 30 日まで。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、建設業等を行っているが、今回、申請地南側に位置する●●●に設置されている●●●の携帯電話アンテナ基地局鉄塔の老朽化に伴う改修工事を行うにあたり、工事現場近くに仮設の資材置場が必要となり、適当な土地を探し求めたところ、申請地を借用できることになり、申請に至った。転用面積、579 m²のうち 119.04 m²。転用目的、資材置場。仕様、プラスチック製敷板、1.22m×2.44m、40 枚を敷く。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで。その他 他法令等との関係等、なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
4 番 堀江 恒夫 委員	整理番号 4 番の申請地は窪地になっていますよね。この窪地に入るには北側に用悪水路がありますが、入るのに問題は

(4 番 堀江 恒夫 委員)	ないんですか。
10 番 小池 進 委員	現地調査をした際は、車両が入るのに問題はないと思いました。
事務局 (中山)	●●●は公共の道になっていますので、通行に問題はないと考えております。また、用悪水路である●●●は土地改良区で所有しているのですが、通行については土地改良区と調整済で、事業計画の中にも記載がありますので、特に問題ないと思います。
議長	●●●地区担当 8 番 黒須 明 委員、何かありますか。
8 番 黒須 明 委員	特別ありません。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 3 議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第 4 議案第 3 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (中山)	< 議案第 3 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番、15 番 石川 翔平 委員。整理番号 2 番、3 番 中村 東 委員。
15 番 石川 翔平 委員	11 月 19 日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第 3 号 整理番号 1 のとおりです。調査方法、現地で関係人から聞き取り及び関係書類等を見て確認。土地の履歴、令和 4 年 10 月 相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周

(15 番 石川 翔平 委員)	辺への影響、周囲は住宅なので、宅地になっても影響ないと思われます。非農地となって何年経過したか、経過年数、約 55 年。申請地は、昭和 44 年以前に建物が建築され、昭和 44 年に申請地と隣接地（●●●）に跨る附属家（一般住宅）が建築された。その後は同様に宅地として利用し、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
3 番 中村 東 委員	11 月 13 日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第 3 号 整理番号 2 のとおりです。調査方法、関係人から聞き取り及び現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成 16 年 12 月相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、現在住んでいる●●●夫妻に話を聞いたところ、約 70 年前から住んでいるそうです。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約 70 年。申請地は、平成 10 年以前、約 70 年前から宅地として利用し、現在に至る。●●●に住んでいる娘さんが近いうちに帰ってきてここに家を建てたいという状況です。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	推進委員の方で、ご意見等ありますか。
14 番 寺島 京子 推進委員	中村委員の報告のとおり、約 70 年前から家が建っている状況で、農地への復元は極めて困難ですので、問題ないと思います。
議長	＜ 他に意見なし ＞ 調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 ＜ 質疑なし ＞
議長	ただいま上程中の 議案第 3 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定すること、ご異議ございませんか。 ＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第 4 議案第 3 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定

(議長)	することに決定いたしました。 次に、日程第 5 議案第 4 号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	＜ 議案第 4 号 議案書の朗読 ＞
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番、8 番 黒須 明 委員。
8 番 黒須 明 委員	11 月 16 日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第 4 号 整理番号 1 のとおりです。調査方法、現地で本人聞き取り及び関係書類等を見て確認。土地の履歴、昭和 62 年 11 月 贈与により取得。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申請地は、平成 16 年頃に梅などを植栽したが、その後雑木等が繁茂し、現在に至る。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地区域の該当、なし。集団的まとまりのある農地の中の農地の該当、なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、再生利用が困難な農地。調査の結果、再生利用が困難な農地と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 ＜ 質疑なし ＞
議長	ただいま上程中の 議案第 4 号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交付することに、ご異議ございませんか。 ＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第 5 議案第 4 号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交付することに決定いたしました。 次に、日程第 6 議案第 5 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 276 号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。

事務局（中山）	< 議案第 5 号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明させます。
事務局（中山）	議案第 5 号 那須烏山市農用地利用集積計画（第 276 号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和 4 年法律第 56 号 附則第 5 条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第 276 号）については、新規 7 件、更新 27 件です。利用権の設定を受ける者 16 名、利用権を設定する者 31 名です。利用権の設定面積は、341,332.54 m ² です。令和 6 年度累計は、777,916.54 m ² です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等については資料のとおりです。なお、本計画は、令和 6 年 11 月 29 日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 5 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 276 号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに、ご異議ございませんか。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 6 議案第 5 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 276 号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 (午後 2 時 58 分)

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 6 年 11 月 21 日

議 長

13 番

14 番